

ニューズレター 目次

1	第29回セミナー（びわこ）開催のお知らせ	1-2
2	特別研究例会「環境社会学・修士論文発表会」のお知らせ	3
3	第28回（京都）セミナー報告	3-14
4	関東地区研究例会の報告	15-16
5	事務局より	17

1 第29回セミナー（びわこ）開催のお知らせ

2004年春の第29回セミナーは、下記のように琵琶湖畔で行うことになりましたのでお知らせいたします。基本的には、あまり会場を移動せずじっくり議論できるように考えております。

【日時】2004年6月26日（土）～27日（日）

【場所】滋賀県守山市

【テーマ】環境社会の未来ビジョンと地域住民の咀嚼
—環境社会学におけるシナリオと対話—

【開催趣旨】

環境先進県と言われる滋賀においては、「環境に配慮したまちづくり」や「新エネルギー構想」「内湖復元構想」「エコミュージアム」「エコ村・エコビレッジ構想」といったシナリオのもとに、地域社会が参画していく動きが盛んに見られます。このような動きの原点には、水に関する市民運動やびわこ石けん運動の歴史が示すように、環境への取り組みが、住民を主体としながら積極的に取り組んだというプロセスがあります。なぜこのような動きが可能であったのでしょうか、地元はなぜ動き出したのでしょうか。当時の「環境県滋賀」「びわこ研究」といったシナリオがどのように描かれ、またそのシナリオがどのように現在咀嚼されて書き換えられてきているのか、その流れをあらためて追うことにより、「環境社会」というシナリオが全国に展開する動きを、環境社会学という立場からじっくりととらえてみたいと考えています。また、「政策」と「理論」という間において、環境社会学はどのような「対話」を持ち得ることができるのでしょうか。あらためて見つめ直してみたいと思います。

【内容（予定）】

6月25日（金）各委員会など

6月26日（土）午前 エクスカーション（エリ漁や沖島ツアー、水と暮らしなどを検討中）

学会総会

夕方 「“びわこ”というシナリオの来し方と行方」（仮）

武村正義氏と吉良竜夫氏にじっくりとお話をお聞きしようと考えています（調整中）。

夜 懇親会

6月27日(金) 午前 自由報告

午後 テーマセッション

[A] テーマ：“自然再生”－だれが・なにを・どのように…そして、何のために－(仮)

[B] テーマ：“エコビレッジ”というシナリオは根付くのか？(仮)

午後4時頃解散予定

【第29回セミナー事務局】

セミナー事務局：近藤 隆二郎（事務局長），牧野 厚史，野田 浩資，秋津 元輝

問い合わせ先：〒522-8533 彦根市八坂町2500 滋賀県立大学 近藤 隆二郎

TEL 0749-28-8315, E-mail rcon@ses.usp.ac.jp

【自由報告募集要項】

自由報告の報告者を募集します。申込みの際には、以下の事項をご確認の上、記載事項を記入してお申し込み下さい。

- ・応募が多数に及んだ場合は、発表を遠慮していただく場合があります。
- ・報告時間は、報告25分、質疑応答20分の予定です（申し込み人数により変わります）。

■報告申し込み方法

- ・申し込み締め切り：2004年4月26日（月）必着。
- ・申込先：下記住所へ郵送もしくはEメールでお願いします。
（一週間以内に確認の返事を出しますので、返事のない場合はご確認ください）
- ・申込み時の記載事項
 - 1) 報告タイトル
 - 2) 報告者氏名，所属
 - 3) 連絡先（住所・電話・Fax・Eメール）
 - 4) 報告概要（800字程度）
 - 5) 使用希望機器（希望にそえない場合があります）

■プログラム掲載用報告要旨

- ・要旨締め切り：2004年5月24日（月）必着。
- ・送り先：下記住所へ郵送もしくはEメールでお願いします。
（一週間以内に確認の返事を出しますので、返事のない場合はご確認ください）
- ・要旨の形式：文字数2800字以内。要旨集は各報告2頁（A4）で組みます。
 図版（2枚まで）を入れる場合は目安として、B5一枚の大きさを1400字に換算して字数を調整して下さい。

■自由報告申し込み，要旨送り先

〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町1-155 関西学院大学社会学部 古川 彰

電話／ファクシミリ：0798-54-1697, Eメール：oldriver@kwansei.ac.jp



2 2003年度 環境社会学会特別研究例会 「環境社会学・修士論文発表会」のお知らせ

【日時】2004年3月13日(土) 10:00-18:00
(予定:発表者数に応じて変動します。詳細未定。)

【場所】法政大学市ヶ谷キャンパス
大学院棟(92年館)4階・401教室
<http://www.hosei.ac.jp/gs/access/access.html>

【主催】環境社会学会

【企画担当・司会】帯谷 博明(立正大学), 鬼頭 秀一(恵泉女学園大学), 土屋 俊幸(東京農工大学)

【会の趣旨】

本特別研究例会は、狭義の環境社会学のみならず、広義の環境社会学会関連の修士論文の成果を発表していただき、じっくり議論ができるようにしたいと考えています。

このような修士論文発表会は、一昨年から始めた企画ですが、毎回、刺激的なコメントが飛び交い、発表者、聴衆の双方にとって新たな発見や解釈がもたらされた充実した集まりになっています。

昨年同様、今回も他大学大学院で同分野を研究している院生の学的出会いの場、さらに博士課程進学後の研究テーマを展望する上でも貴重な意見交換の場にできればと思っています。また、修士1年次の皆さんにとっても自分の修論執筆の参考になるだろうと思います。

会の終了後、懇親会も予定していますので、夕食をとりながら「延長戦」も可能です。奮ってご参加ください。

なお、基本的には10時から18時までを予定しておりますが、発表希望者が少ない場合は、13時頃から開始の可能性もあります。お含みおきくださいますようお願いいたします。

【「修士論文発表会」全般に関する問い合わせ先】

鬼頭 秀一(恵泉女学園大学) e-mail: kito@keisen.ac.jp

3 第28回セミナー(京都)報告

3-1. セミナー事務局から (西城戸 誠/京都教育大学)

京都セミナーでは、参加者の皆様にいろいろご迷惑をおかけしたことを、セミナー事務局としてお詫びいたします。第一に、セミナー開催会場の変更についてです。自由報告数が当初想定していた数を大幅に超えたため、急遽、会場を変更することになりました。特に遠方から来られた方にはアクセスの面でご迷惑をおかけしました。その代わり、自由報告は3教室、6部会と、これまでのセミナーにないほどの盛況ぶりでありました。第二に、自由報告・シンポジウムでプロジェクターを使う方に対して、パワーポイントファイルの提出を急がせてしまった点です。実は、締め切りの前日には、1,2名しか届いておらず、内心ヒヤヒヤしておりましたが、事務局側の性急かつ執拗なお願いに応じていただき、ほとんどの方が締め切りまでに提出していただきました。おかげさまで、ファイルの動作確認を事前にチェックでき、当日は大きな問題なく運営できました。ご協力ありがとうございました(その一方で、プロジェクター使用の際のファイルの受け渡しをどのように行うべきかという点が、今後、セミナー開催側の大きな課題になるかと思っています)。

前々回のセミナー事務局や研究活動委員会の意向を踏まえ、セミナー自由報告の充実に向けて、以下のこと

を行いました。1) 報告申し込み時に要旨を提出する, 2) 報告要旨集の充実化 (字数を増やす), 3) 報告者から司会に事前資料を送付し, 必要であれば報告前から司会者からコメント等をもらう, 4) セッションの終わりに総合討論の時間を設定したこと, などです。なお, 報告要旨集については, 図表や註釈などを織り込んだ方もおり, 制限字数以内にまとめてくださった方には情報量の点でご迷惑をおかけしました。今後は報告要旨集のフォーマットを整備したいと思います。

このようにセミナー事務局としてはいろいろ不備があったのですが, 当日は一般の方も含めて 150 名の参加がありました。東京以外の秋のセミナーでは異例のことだったと思います。これもひとえに, 報告者, 参加者の皆様のおかげです。ありがとうございました。

京都セミナー事務局は, シンポジウムと会場係を嘉田由紀子 (京都精華大学), 自由報告の受付, その他の調整を古川彰 (関西学院大学), プログラム要旨集の表紙作成を近藤隆二郎 (滋賀県立大学), プログラム要旨集, 会場係, その他を西城戸誠が担当しました。また京都精華大学の北井香さんを中心とした嘉田ゼミの方々には, セミナー準備, 開催にあたってお世話になりました。なお, 会計報告については, 以下の通りです。最後になりましたが, 学会開催にあたり京都精華大学から助成金をいただきました。記してお礼申し上げます。

<収入>		<支出>	
京都精華大学・助成金	¥199,860	スクールバス運行代	¥28,350
セミナー資料代 (1,000 円× 145 人)	¥145,000	資料印刷代	¥52,500
弁当収入 (500 円× 96 人)	¥48,000	文具代	¥3,360
収入合計	¥392,860	お茶代・名刺郵送代など	¥1,135
		弁当代 (アルバイト分補助・振込手数料も含む)	¥60,315
		謝礼 (姫野・宮本)	¥60,000
		交通費・宿泊費 (姫野)	¥20,000
		アルバイト代	¥167,200
		支出合計	¥392,860

3-2. セミナープログラム

【日時】 2003 年 12 月 14 日

【会場】 京都精華大学・黎明館

●自由報告 10:00 - 15:00

【セッション 1・問題】 10:00 - 12:00 司会：中澤 秀雄 (千葉大学)

1-1 北海道はなぜ受苦圏となることを回避できたのか？：北海道幌延問題の検討

(吉田 暁子, 法政大学大学院)

1-2 新幹線振動・騒音問題の今日の様相:おもに被害の「客観性」に着目して (大門信也, 法政大学大学院)

1-3 不法投棄廃棄物に対する地元住民の「問題化」:青森・岩手県境廃棄物不法投棄問題から

(藤本 延啓, 九州大学)

【セッション 2・河川】 10:00 - 12:00 司会：帯谷 博明 (立正大学)

2-1 長野県における 9 県営ダム建設計画中止の経緯と新流域対策 (植木 達人, 信州大学)

2-2 環境認識と合意形成:オルタナティブ・ストーリーの可能性 (平川 全機, 北海道大学大学院)

【セッション 3・自然】 10:00 - 12:00 丸山 康司 (産業技術総合研究所)

3-1 「身近な自然」をめぐる人間活動とその可能性:札幌市西野, 都市近郊林から立ち上がる「自然環境の担い手」 (黒田 暁, 北海道大学大学院)

3-2 アフリカの野生動物保護におけるアクター間の合意形成:エチオピアの事例から

(西崎 伸子, 日本学術振興会)

3-3 生活における動物との距離:タンザニア・西セレンゲティの自然保護政策にともなう生活実践の変容

(岩井 雪乃, 京都大学大学院)

【セッション4・政策】 13:00 - 14:15 司会：池田 寛二（日本大学）

4-1 内モンゴルの草原における環境保全政策及び生態移民の現状（甦 叶，東北大学）

4-2 イスラームと環境問題：インドネシアの事例から（青木 武信，千葉大学）

【セッション5・科学】 13:00 - 14:45 司会：大塚 善樹（武蔵工業大学）

5-1 科学技術論争のなかの「原因」と「解決」：「水道水フッ素化」論争における（石垣 尚志，中央大学）

5-2 巨大公共事業における「対抗」科学の意義：千歳川流域治水対策を事例として（角 一典，北海道教育大学）

【セッション6・運動】 13:00 - 14:45 司会：寺田 良一（都留文科大学）

6-1 多摩ニュータウンのコミュニティ組織に見る Social Capital の形成（中庭 光彦，地域計画研究所）

6-2 ローカル抗議運動における『よそ者』受容：ドイツ・核燃料再処理施設反対運動担い手団体の取り組み（青木 聡子，東北大学大学院）

●シンポジウム 14:45 - 17:30

「河川行政の転換と地域社会—今，改めて公共性を問い直す—」

パネラー：姫野 雅義 （吉野川みんなの会代表）

宮本 博司 （国土交通省淀川河川事務所所長）

嘉田 由紀子 （淀川流域委員会委員，環境社会学会）

司 会：田中 滋 （環境社会学会）

3-3. 分科会の報告

セッション1：「問題」／自由報告セッション印象記 中澤 秀雄（千葉大学）

本分科会では、環境問題の現代的位相—司会なりにまとめると、「リスク社会」的状況の中で、問題の焦点が公害・環境の「定義」をめぐる構築的争いへと移行している—を象徴するような3つの報告がなされた。一つ目は、北海道幌延町への核燃料サイクル関連施設立地をめぐる経緯を「受苦圏の回避」と捉えて青森県六ヶ所村と比較考察しようとする吉田暁子報告である。二つ目は、震災後に激化したと訴えられる山陽新幹線の騒音振動被害が、このイシュー特有の「客観性」に関する曖昧さ故に制度的アクセスを与えられていない現状を報告する大門信也氏のレポートである。第三報告では、岩手・青森県境への不法投棄廃棄物が、関連する諸主体による問題定義の違いによって顕在化していない現状について藤本延啓氏からの問題提起があった。フロアからの積極的な問題提起、および調査実感を踏まえた報告者のリプライにも助けられ、参加者が考えるべき素材と論点が多く提供された部会になったと感じている。

紙面の都合もあるので、以下、セッション全体から浮かび上がってきた論点を提示するなかで、個別報告に言及していきたい。総合討論のさい、船橋晴俊氏から①汚染と被害を区別しなければならない。両者の媒介項になるのが個人の生活構造である②ルーマン的のいう hazard が降りかかってくること自体を被害と捉え直す必要がある③初発の意図が変質してくる、その時系列的創発特性のようなものを探索する必要がある、というコメントがあった。この総括で言い尽くされているように、セッションを通じて第一の論点になったのは、「被害」の再定義、およびその分析枠組みの再定義の必要性である。振動が科学的に測定しにくく、また身体的な健康被害が看取しにくいということが、JRが何もしなくてもいい免罪符にはならないはずだが、シンポジウム会場で長谷川氏が発言していたように、国鉄時代と同様、JRの対応は官僚的・現状維持的なものに終始している。県境産廃に対して住民がメディアからのフィードバックも含めて反応せず、また業者が初発としては悪質でなかったとしても、この最大規模の不法投棄から予想される地下水汚染に対して何の対応もしなくていいということにはならないが、青森県の動きは鈍い。このような構図は、幌延問題についても同様である。吉田報告では、「深地層研究所は核抜きが担保されているので、北海道は受苦圏を回避した」と割り切ってしまうが、再定義された「被害」から考えればどうだろうか。実際、西城戸誠氏が2002下川セミナーで幌延問題について報告したレジュメによると、住民の過半数は「研究所の立地は最終処分につながると思う」と答

えている。国策に対して条例にどの程度法的拘束力があるのか考えれば、住民の不安は当然である（たとえば新潟県巻町の住民投票結果が、8年にわたって国から無視され続けた事実を想起してほしい。土地収用を可能にする法改正が1996年暮れになされるなど、住民投票の結果はいつ覆されてもおかしくなかった）。このように被害が回避されていない以上、「受苦圏」枠組みを適用する是非を含めて考え直す必要があるのではないかと。当日は司会からコメントする時間がなかったが、「核燃サイクル機構が名前を変えたからといって本質が変わるものではない」と注意を促した細川弘明氏と同様、原子力政策全体を含めた検討をさらに進められるよう要望したい。また在住経験のある者として、「北海道」は多様な生活構造によって構成されていることにも注意を促したい。

さて、セッションを通じて第二の論点となったと思われるのは、このように曖昧化する環境問題に対して、研究者はどのような基本姿勢と戦略で臨むべきなのか、ということである。下田守氏から大門報告に関連して、化学物質過敏症が普遍的な問題と認められるに至ったと同じように、少数者の訴えが客観性に至ることを示すべきだ、という指摘があった。大門氏は、主観的なものでも数値化できるものは表現して被害の経験化をはかる必要があるし、評価しやすい部分だけを評価している現状の枠組みを問題化したい、という趣旨の返答があった。また藤本氏からも、いわゆる産廃特措法の法的前提として「生活環境に差し迫った危機」がなければいけないが、それをいかに表現するか知恵を絞っている、というリプライがあった。問題の質は変化しても、社会学者としての基本姿勢は同じである、ということを変更して意識させるやりとりだったと思う。

その他、事例比較の基準の問題（北海道の政治状況は特殊で普遍化しにくいという指摘が本田宏氏らから寄せられた）、日本における事業官僚制の「慣性」の強さに関する問題など、潜在的な論点は多くあったが司会の能力不足により十分展開できなかった。それにも関わらず部会を盛り上げて下さった報告者とフロアの方々に感謝したい。

セッション2：「河川」 帯谷 博明（立正大学）

このセッションでは、河川に関する以下の2つの報告が行われた。本セッションは当初、3報告の予定であったが、芝村龍太氏（京都大学大学院）が体調不良により欠席されたため、当日の報告はいずれも河川の公共事業（ダム建設、河川工事）を分析対象としたものになった。各報告の内容について簡潔に振り返っておきたいと思う。

第1報告は、植木達人氏（信州大学農学部）による「長野県における9県営ダム建設中止計画の経緯と新流域対策」であった。この報告では、2001年2月の長野県田中知事による「脱ダム宣言」を受けて設置された、「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の審議過程に焦点が当てられた。検討委員会では、7つの部会が設置され、最終的に9つの県営ダム計画の中止を決定したが、報告では、「脱ダム宣言」から田中知事の辞任・再選に至る、県の政治環境の変動と重ね合わせる形で、砥川部会（下諏訪ダム）と上川部会（蓼科ダム）の審議内容と結論に関する比較がなされた。全体的としては、長野県における公共事業、とくにダム建設に関する政策転換についての事実関係の整理が中心の報告であった。

第2報告では、平川全機氏（北海道大学大学院）が「環境認識と合意形成——オルタナティブ・ストーリーの可能性」についての報告を行った。この報告では、1997年の河川法改正を受けて、各河川で策定が必要となった「河川整備計画」の審議過程に関し、とくに札幌市を流れる真駒内川の既設の「落差工」の処遇に関する委員の合意形成を中心に検討された。報告者は、まず、環境問題における「公論形成の場」に関するこれまでの研究に触れた上で、「公論形成の場」が実質的に機能しないケースが多いのは、コミュニケーション過程の問題もさることながら、事業者・専門家と住民（市民）との間の、「科学」や「知」をめぐる「構造的な格差」があると指摘する。その上で、合意形成のためには、この構造的な格差をどのように乗り越えるかが重要になるが、「専門知」を高めることによって格差を埋めるのではなく、「専門知」を離れることによって、格差そのものを無効化しようとする戦略がありうるのではないかという。この点について、報告者は、物語論や家族療法で用いられている「ドミナント・ストーリー」「オルタナティブ・ストーリー」という枠組みを援用して明らかにしようとした。

このセッションは、今回のセミナーのシンポジウムの主題と内容的に大きく重なることから、一般参加の方

を含めて参加者が多彩であり、いずれの報告に対しても活発な質疑応答がなされた。報告をされたお2人にとっては「重労働」であったかもしれないが、不慣れな司会者としてはぜひぶん楽をさせていただいた。とりわけ第2報告については、単に河川や公共事業に関わるテーマというだけでなく、「合意形成」や「専門性」、「知識」を扱い、先行研究との関連を意識した発表であったために、より深みのある議論がなされたように思う。その中で、「落差工の撤去→巨石埋め戻し」という委員会の結論を、見方を変えれば「自然再生」や「近自然工法」という名の新たな公共事業の一環とも捉えられる（つまり、依然として「専門知」の域を出ていない）のではないかと、結論がやや予定調和的ではないかなど、事例の評価や事例と分析枠組みとの適合性に関する指摘が出された。

さまざまなフロアーの意見を踏まえつつ、最後に、司会者として1点だけ感想を述べさせていただくと、いずれの報告についても、事例の情報や解釈（結論）だけでなく、審議過程や合意形成の「中身」（プロセス）を、もう少し丁寧にデータとして提示した上で分析してほしいように思う。素材や切り口がいずれも魅力的なだけに、「もったいない」という印象が残った。たとえば、植木報告は、ご自身が委員会の委員として関わった事例であるだけに、これまでベールに閉ざされてあまり研究が進展してこなかった公共事業の「政策決定過程」というテーマに対して、その内実を掘り起こしうる格好の立場にいたことになる。平川報告についても、「ドミナント・ストーリー」と「オルタナティブ・ストーリー」とのせめぎあいや調整過程について、適当な調査データ（会話例など）が提示できれば、「構造的な格差」を無効化するという戦略の有効性をより説得的に示せたかもしれない。文章化作業を含め、今後の研究の展開に期待をしたい。

セッション3：「自然」 丸山 康司（産業技術総合研究所）

セッション3では【自然】というテーマの基に、3つの研究発表が行われた。対象とする事例もアプローチも異なっているものの、それぞれの《環境と社会の学》は明確であったため、興味深いセッションとなった。

第1報告（黒田暁氏：北海道大学大学院）では、自然環境の担い手の自明性に対する問いかけがなされた。北海道札幌市における事例調査をもとに、担い手とされている市民活動団体が社会的に成立する条件として、その活動の主体性や展開ではなく、そこに内包されている不満や違和感に注目する。その上でこの違和感（＝揺らぎ）の意味を積極的に捉え、「揺らぎ」を共有する過程にこそ、担い手としての主体性を見だし得るとした。

野心的な問いかけであり、予定調和的な《担い手》を否定する今後の展開が楽しみである。特に《揺らぎ》という概念は、一定の関係性の中に存在する《身近な自然》の多様性や多元性を捉える可能性がある。その一方で、時間の制約もあり、残念ながらプレゼンテーションはキレを欠いていた。このためフロアからの質問が集中したように、解釈なのか事例分析なのか整理されていないという印象は拭いきれなかった。事例である団体内外における議論や具体的なやり取りを、論点（＝境界領域の顕在化）やフレーミングの掛け合いとして抽出することによって、揺らぐことと主体性の確立とが不可分であることを明らかにできるのではないだろうか。

第2報告（西崎伸子氏：京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）では、アフリカにおける野生動物の保護手法についての議論が展開された。ここでの自然保護政策は公園化による囲い込みが主流であったが、地域住民との対立や密猟などの抵抗も絶えなかった。こうした自然環境主義的な方策の限界を、住民の資源管理能力の育成と住民イニシアティブの導入によって解決する試みを紹介した。自警団を導入することによってもともと存在していた地域住民の社会関係が生かされ、保護管理上の効果も上がった。さらに従来の公園管理者と住民とのコミュニケーション機会も増加し、共同管理へと発展する可能性もあると指摘した。

従来型の管理方法と自警団による活動とを具体的に比較し、既存の社会関係との関連の有無などを視点とした分析は興味深かった。（敢えて意地の悪いコメントを加えれば、紹介した事例はいわゆる間接統治や権力を背景としたソフトコントロールとどう異なるのかが少々気になったが）結果としての環境的／社会的持続可能性を実現する視点としても有効であろう。今後の工夫による一般化に期待したい。

第3報告（岩井雪乃氏：京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）も、アフリカの自然保護政策に関する事例報告を中心としたものである。発表では囲い込みによる自然保護とセットになっている観光などの収入機会の推進（代替経済アプローチ）の両方を批判的に検討した。主に経済的距離と心理的距離を分析視

点とし、単なる保護動物としての「彼らの動物」と「われわれの動物」の差異を指摘しながら今後のあり方を展望した。前者を批判しつつも、保護管理の必要性が住民に受容されつつある現実などを踏まえ、新たな「われわれの動物」を実現するための課題としてを提示した。

物質的距離や経済的距離といった分析概念を十分に使いこなしており、このため動物種などに配慮した上での狩猟の積極的承認という提案には説得力があった。さらなるリクエストとしては、社会的距離（例えば代替経済アプローチによる観光業の雇用形態など）による評価や個々の距離カテゴリ相互の関係の分析などに期待したい。

以上が各報告の概要である。いずれも重要なチャレンジを含む発表であったことは評価したい。それだけに、司会の不手際により全体討論の時間を取れなかったことは、非常に申し訳なくもあり、残念なことでもあった。この場を借りお詫びするとともに総合的な議論を補足したい。

今回の発表はフィールドこそ異なっているものの、期せずして《身近な自然》に関する議論であった。これが社会構成的であることはこれまでも指摘されてきたが、今回の発表はそれぞれ事例に基づきながら、自然との距離は可変であることを明示した。また「関係性の多様化による距離感の接近」（第3報告）・「既存の社会関係との接合」（第2報告）・「社会紛争の対象となることによる可視化」（第1報告）といった具体的要因を指摘し、《身近な自然》が社会化される過程を一般化しようとする試みであった。これまでの環境社会学研究の蓄積と併せ、自然環境の社会的側面を評価する視点と手法は定まりつつあるのではないだろうか。

今後もこうした研究への社会的ニーズは存在するであろう。その一方で、理念型としての《身近な自然》からの相対的な差異に加えて、環境と社会の相互依存的な動態の全体像を動的に分析可能な理論の必要性も感じている。自分自身への宿題という意味も込め、ここで提案させて頂きたい。

セッション4：「政策」 池田 寛二（日本大学）

スエー報告は、深刻な砂漠化に直面している内モンゴル草原の環境保全政策を直接の論題としながらも、中国建国以来半世紀以上におよぶ歴史のなかで、内モンゴル自治区の牧畜民が経験してきた実に数奇な運命を問わずも浮き彫りにするものであった。言うまでもなく、モンゴル族はもともと遊牧民だった。だが、中国建国以後内モンゴルには農耕民族である漢人が大量に入植し、農耕開墾による草原破壊が進み、農耕民と牧畜民（モンゴル族）の間の紛争が多発した。政府は、そのような問題に対処するために、遊牧民の定住化政策を推進し、1980年代半ばには、90%以上が定住民となった。遊牧民から定住牧畜民へと転身した彼らは、やがて80年代に入ると改革開放政策のもとで家畜の私有権と牧草地の使用権を与えられ、牧畜業者としての生産意欲を高め、家畜頭数を増やして経済的な利益を追求するようになった。だが、それは草原に対する放牧圧の急増につながり、草原の砂漠化がそれまで以上に急激に進行する原因となった。その結果、90年代には砂漠化防止のために草原生態環境の回復をはかる政策が推進されるようになったが、2008年に北京オリンピック開催が決定したことを特に大きな契機として、2001年からは、北京オリンピックの最大のリスク要因とも言うべき黄砂の発生源とされる内モンゴルにおいて、かつてない大規模な草原生態環境の回復プロジェクトが開始されることになった。「生態移民」政策は、その一環として、砂漠化が進んでいる草原から定住牧畜民を他の地域に移住させて牧草地の利用をやめさせることにより、草原の生態環境の回復をはかり、砂漠化を防止して黄砂を根絶しようとする政策である。かつて遊牧民から定住民に転身させられた牧畜民は、今度は移住民へと転身させられることになったわけである。その結果、彼らは、従来の放牧型牧畜業から飼育型牧畜業へ、畜産から酪農へと、生産と生活のスタイルの大転換を迫られている。スエー報告は、中国において推進されている砂漠化対策としての草原保全政策が、草原と一体となって生計を維持してきた牧畜民を草原から引き離す事態にまで発展している現状をめぐって、きわめて根源的な問題を示唆している。それは、一言で言えば、国家の環境政策は国家の威信（オリンピック開催）のために環境保全を国民の生活権より優先してよいか否かという古くて新しい問題である。

一方、青木報告は、具体的な環境政策を論じたものではなく、人口の約80%をムスリムが占めているインドネシアにおいて、イスラームという宗教がインドネシアの人々の環境問題に対する認識や取組みにいかなる影響を及ぼしているかを、現地調査から得られた知見にもとづいて明らかにしようとするものだった。その基

本的な主張は、イスラームという宗教は聖俗不可分性を最大の特徴としているがゆえに、世俗の社会生活全般に広く深く関わっている環境問題に対する人々の認識を高めたり環境政策を立案するうえで、他の宗教以上に大きな役割を果たす可能性があるということであった。報告では、その主張を、現在のインドネシア社会におけるイスラーム指導者やイスラーム教育の動向を示す具体的な事例によって裏付ける試みがなされた。イスラームは聖俗不可分性を最大の特徴とするがゆえに、特定の社会・文化・政治と切り離して捉えることができない宗教である。他の宗教以上にそういう性格が強いと言えよう。したがって、イスラームはそれが信仰されている国や地域の社会に内在しなければ捉えられないということになる。その意味で、イスラームをイスラーム一般としてではなく、あくまで「インドネシアのイスラーム」として捉えたいうえで、環境問題や環境政策との関連について論じた青木報告のアプローチは、きわめて妥当なものだと言えよう。青木報告では、「インドネシアのイスラーム」の特徴を、他宗教に対する寛容、公共の福祉の強調、および公共の福祉に貢献する社会活動の奨励に見出している。これらはすべて、環境問題に対する人々の取組みを方向づけるのに寄与する特徴であり、実際に、インドネシア社会ではそのようなイスラームの特徴に根ざした環境運動が広がりはじめていることも明らかにされた。イスラームにもとづく環境運動の実態解明は、インドネシアにおいてとりわけ重要な研究課題とされねばならないだろう。

二つの報告は、今日のアジア社会において環境問題・環境政策研究に取り組むうえで考慮すべき重要な視点を示してくれた。スエー報告からは、国家主導の環境政策を研究するうえでは、政策の実行過程における草の根の社会変化を凝視しなければならないという視点が示された。青木報告からは、環境問題・環境政策の実態は、宗教が社会のなかで果たしている役割を通して捉えなければ十分に解明し得ないという示唆が得られた。

セッション5：「科学」 大塚 善樹（武蔵工業大学）

このセッションでは、公共政策に関する科学論争を分析する二つの報告がなされた。「水道水フッ素化」を取り上げた第1報告（石垣尚志・中央大学）は、虫歯予防のために水道水にフッ素を添加する政策提案に関する論争を、「原因」（何が問題・原因か）に「解決」（誰に解決責任があるのか／解決策は何か）を対置させる物語が、どのように構築され批判されるかという観点で分析した。フッ素添加を推進する側は、「原因→解決」を正当化する根拠として「科学」や「専門性」を主張し、フッ素が「自然」であること、フッ素添加の「国際性」をレトリックとして用いていた。フッ素添加に反対する側は、フッ素が水道水に添加されることが、個人の選択の権利を奪う点を問題視していた。暫定的な結論としては、「専門性」を主張する推進派の言説を脱構築し、反対派「素人」が参加できる「対話」を可能にする必要性が主張された。会場からは、フッ素添加に関する諸言説が、互いに共通の論点を批判し合うような論争形式になっていないこと、その論争の不在こそが問題であることが指摘された。また、このような言説分析が、有効な論争の場を形成することにつながるのという疑問も出され、構築主義的分析の限界を指摘する声もあった。

第2報告（角一典・北海道教育大学）は、千歳川放水路計画が中止に至る過程で、「対抗的」科学者集団（主として日本科学者会議と日本自然保護協会の科学者）がどのような役割を果たしたかについて分析した。当初、計画を批判していた日本科学者会議は、その政治的党派性から十分なパブリックアテンションが得られなかった。しかし、1990年代から批判を行った日本野鳥の会や日本自然保護協会の科学者の場合は、美々川・ウトナイ湖の自然環境保全というフレームが公衆の支持を受けたために、反対運動勢力の中で中心的な位置を占めるに至った。結論として、公共事業における科学論争では、言説の正当性は単に科学的な妥当性を与件とするのみならず、一定のパブリックアテンションの獲得が重要であることが主張された。会場からは、計画を中止に追い込むことができた理由は、政治的な勢力配置ではなく、計画を推進する側の科学的根拠が脆弱であったのに対して、反対派側が十分な科学的根拠を有していたことであるとの指摘がなされた。さらに、科学的事実としての正当性を、政治的な勢力争いに還元するような本報告の分析手法（「評論家的」という形容がなされた）が、環境運動にとってむしろ有害であるという批判が、当該事例の関係者や運動の当事者から行われた。

これらの報告に対する会場からの批判は、科学論争の言説分析を（とくに穏健な）社会構築主義的立場で行うと、表層的な内容で終わってしまうことを示していると考えられる。すなわち、科学的言説や事実の妥当性（内

実にせよ手続きにせよ)に関する判断を留保して、「単なる社会的な側面」の議論に後退するならば、当事者から見れば無責任な発言に映りかねないような、一面的な記述しかできない。そもそも、このような「単なる社会的な側面」への後退は、科学と社会は本来分ち難く相互浸透しているという、科学に対する構築主義的分析の出発点を裏切っている。また、あえて「科学論争」として分析するのであれば、「科学」という事実の認識に関する社会的行為の分析(認識の内容であれ方法であれ)を行わなければ意味がない。単に政治性を強調するだけであれば、はじめから「科学論争」として取り扱う必然性はないであろう。これらの方法論上の議論は、欧米の科学技術社会学では1980年代から行われてきた。環境社会学の視点から科学技術の問題に切り込むことは、是非とも必要で今後は重要な領域になり得ると思うが、科学的事実に特有の認識論的な問題に対しても十分に考慮することが必要であることが感じられたセッションであった。

セッション6:「運動」 寺田 良一(都留文科大学)

この分科会のテーマは、一応「運動」と括られているが、2つの報告が分析する「運動」の内容は、かなり性格を異にするものであることを、まずお断りしてからご紹介の方が良いであろう。中庭氏の「運動」は、日本の大都市近郊の新興住宅地における地域おこしのNPO活動であり、青木氏の「運動」は、ドイツにおける対決色の強い建設反対運動である。

中庭氏は、多摩ニュータウンという、東京近郊のきわめて人工的な居住環境であり、かつ急速な高齢化や居住環境の劣化に瀕しているコミュニティの再生をめざすNPO、「FUSION 長池」の活動をSocial Capitalの視点から分析している。1998年ごろから50代男性を中心としたメーリングリストに参加した20人ほどのメンバーが、地域の寄り合い的な対面接触の集団活動グループとして活動を開始し、八王子市のネイチャーセンターの運営等をいたくされるまでになった。さらにこの活動は、中庭氏のことばを借りれば、自分たちが「できる事」を重視する「草の根型」から、「したい事」を重視する「事業型」を志向し、インターネット事業、食、環境、住宅、健康など、幅広い分野に展開していく方向を選択した。

氏は、この活動の展開を、ソーシャル・キャピタル、すなわち、イタリアのコミュニティに見られるような、「人々が共に目標を達成することを助けるようなネットワーク、規範、信用」という観点から捉え、人工的な新興住宅地が、氏の言う「歴史的環境」(人工的環境の劣化や不適合の是正)へと発展していく過程を分析している。私自身もかつて同じ地域を調査した経験を持つものとして、この事例は直感的に理解できるものであるが、50代男性中心のNPOの地域におけるウエイトや影響力、参加者の地域への思い入れや参加の意味づけといった「主観的」側面、この事例の普遍性と特殊性などについて、もう少し伺いたい面もあった。

次の青木氏の事例は、1980年代のドイツにおけるヴァッカーズドルフの核燃料再処理施設建設反対運動である。青木氏の基本的な問題関心は、運動の第一の当事者である地元の運動組織(シュバンドルフ市民イニシアティブ)二面的なフレーミングである。すなわち、一方で、ローカルな運動のアイデンティティを確保するために、「地元の利害重視」と「非暴力の徹底」を謳い、もう一方で、広く外部からの参加者、支援者(「よそ者」)を受容するために、「原子力関連施設全般への反対」と「非暴力の徹底」を掲げた。

しかしながら、運動の山場ともいえる85年から86年にかけての用地占拠運動において、外部から、いわゆる「オートノミー・グループ」と呼ばれる暴力行使を行う「招かれざる『よそ者』」の参加があった。彼らの存在は、地元の運動団体のフレーミングを揺るがしかねないものではあったが、同時に警察の暴力的な弾圧も予想以上であり、これらの外部支援者の存在理由も理解されるようになってきた。したがって地元運動団体は、「暴力」の定義を、「自衛のための行為」と「モノに対する暴力」を除くとする弾力的解釈を施し、運動を成功に導いたと、青木氏は分析している。

国家プロジェクトに対する地元の反対運動における、地元住民を動員するレトリックと、外部支援を動員する普遍的なフレームの食い違いと調整を分析された事例として興味深く伺ったが、80年代ドイツにおける「市民イニシアティブ」と「オートノミー・グループ」の性格は、私の持つ印象ではどちらも「新しい社会運動」的な要素をかなり持っているため、日本の反対運動における「地元」と「よそ者」という時とは少し違った時代性や社会的背景の差を加味すると良いのではないかという印象を持った。お二人の研究のさらなるご発展を祈念する次第である。

3-4. シンポジウムの報告

シンポジウム『河川行政の転換と地域社会—今、改めて公共性を問い直す』が問い掛けるもの

田中 滋 (龍谷大学)

今回のシンポジウムでは、徳島県吉野川可動堰問題に中心にかかわってこられた姫野雅義さんと、1997年の河川法改正の趣旨（環境保全と住民意見の反映）に則り淀川水系の河川整備計画の策定に携っておられる宮本博司さん（国土交通省淀川工事事務所長）とをお招きして、「河川行政の転換と地域社会」についてさまざまな角度から考える機会をもつことができた。

姫野さんは、吉野川可動堰計画の是非を問う住民投票（2000年—9割が建設反対）以後の経過について報告し、国土交通省の対応が河川法改正を反映したものとなっていないことを指摘した。一方、淀川水系では、同省近畿地方整備局によって淀川水系流域委員会が設置され、手探りながらも河川行政の転換が図られようとしている。そのホットさは、話し合いを最重要視した流域委員会の設置趣旨や経過についての宮本さんの報告からも、また同流域委員会のメンバーとして3年間エネルギーを注ぎ、流域委員会を「制御論から共生論への復帰」への転換点として評価する嘉田さんの報告からも窺うことができた。私は、現代における「政治と知の転換」という視点から流域委員会をどう評価すべきかについて論じた。

今回のシンポジウムには実に多数の方に参加していただいたが、その多くの方が吉野川と淀川水系では改正河川法への対応において大きな落差があるという印象を抱いたのではなかろうか。しかし、淀川水系の場合においても、問題がないわけではない。それは、「原則的にダムを建設しない」という流域委員会の提言に対する地元の人々や自治体の強い反発である。地元の人々は長い苦悩の末にダム建設を受け入れており、それを今更というわけである。

吉野川では、変わらない行政（河川管理者）に人々が苦しめられ、淀川水系では、変わろうとする行政に地元が反発するという対照的な構図である。しかし、この構図は、パトロン-クライアント (P-C) 関係論から見るとまったく同根の現象である。

建設省は、1960年代に電力会社が発電用ダムの建設から手を引き、さらに1970年代に水余りが明らかとなった後も、嘗々とダム建設を続けてきた。その過程で、建設省は、地元の人々や自治体の反対運動を沈静化させダム建設を受け入れさせるためにさまざまな公共事業を誘導し、そうすることによって地元の人々や自治体をクライアント化してきたのである。

吉野川可動堰建設中止の正式判断がでないのは、地元の首長たちがおとなしくクライアントの地位に戻るのを期待してのことであろう。それは、現徳島県知事の可動堰反対の選挙公約からの後退に象徴的に表れていると言えるかもしれない。一方、淀川水系における地元からの反発は、P-C関係の下での約束の履行をクライアントがパトロンに対して迫っているという構図である。

シンポジウムにおいては、行政（河川管理者）と地元の人々との「対話」が一つの焦点となったが、その対話の成立を阻害しているのは、まさに戦後の河川行政において形成されてきたこの強固なP-C関係なのである。

では、なぜ今、徐々であるにしる対話の可能性が開かれつつあるのか。それは、人々の政治への働きかけの結果である。宮本さんも認めておられたように、1995年の河川法改正が長良川河口堰反対運動の結果であるとするならば、それは、同運動が国会議員へのロビイング活動を含めた政治への強烈的な働きかけをおこなったからにほかならない。吉野川可動堰計画が中止とまではいっていないものの白紙に戻されているのも、徳島市議会における勢力地図の塗り替えが住民の手で行われ、住民投票条例が成立したという、やはり政治への強い働きかけがあったからにほかならない。

行政権力は選挙によって選出されていない非代表 (non-representative) 権力であり、その公僕としての建前とは異なり、住民を重視しなければならない切実な基盤がない。官僚たちの目は、基本的にその組織や仲間たちに向けられている。ところが、政治家は、選挙という洗礼を受けることを運命づけられており、住民の意向を完全には無視できない。すなわち、政治家は、官僚たちと比べるならば、選挙民の意向に応じて変わる可能性の高い存在なのである。

日本の従来の市民運動においては、政治家をあたかも行政のクライアントであるかの如く見なし蔑視また忌避する傾向が強かったが、政治家と行政官僚のそれぞれがよって立つ基盤の違いについて認識しておくこと

は非常に重要である。

もう一つ、行政と住民との対話については、その決定のレベル（深さ）あるいは範囲についても考える必要がある。たとえば、淀川水系流域委員会を設置し、現在のような対話路線を近畿地方整備局が取るとは、改正以前の河川法の下では困難であった。行政と住民との対話は、そのレベルあるいは範囲を法律によって制約されているのである。どれほど住民にとって不都合なものであったとしても、あるいはまた行政自身もその矛盾を認識していたとしても、行政は法律が許す範囲を越えて住民との対話によってものごとを決めることは原則的にはできない。ここでも、政治というアリーナに問題が住民によって持ち込まれ、対話による決定可能な範囲が法改正に基づいて拡大されるという可能性がある。

しかし、注意しなければならないことが一つある。それは、河川法の場合、改正前も、改正後も、個々の河川の治水・利水計画に国会が関与する余地が設けられてはいないことである。すなわち、政治を排除した上で、行政と住民との対話によって決定される範囲を広げることの意味そしてその危険性が問われなければならない。その危険性とは、既存のP-C関係の強固さを前提とした場合、行政と住民との対話が、個々の河川のあるべき姿を求めるものとはならず、結局は両者間のP-C関係の再確認・再強化に終わってしまう可能性である。

今回のシンポジウムでは、改正河川法がどのような社会的影響を及ぼすのか、住民と行政（河川管理者）との関係は変わりうるのかといったことが、フロアからの発言を含め、活発に議論された。上にその一端を示したが、環境社会学にとって多くの考えるべき課題を明らかにしてくれた有益なシンポジウムとなったと言える。

3-5. セミナー参加者から

環境社会学会セミナー・シンポジウムに参加して 山本 早苗（関西学院大学大学院）

今年、伊勢湾台風（昭和34年）から45年、室戸台風（昭和9年）から70年という節目の年にあたる。この節目の時期に、水政策の今後を展望するためのシンポジウムが開かれたことはたいへん意義深いことだと思う。

日本における水政策のこれまでの展開をみると、明治29年に治水を主目的に最初の河川法が制定され、昭和39年には、高度経済成長の要請を受けて、利水目的を加えた河川法の改正がなされた。これまでは、いかに合理的かつ効率的に水を治め利用するかが追求され、中央集権的な管理制度と近代的技術を導入することが推進されてきた。しかし、近年はこのような制度や技術にもほころびがでてきた。これは一方では、公共事業依存体制からの脱却を図るダム反対運動の盛り上がりや、生物多様性などの環境保全意識の高まりといった「水思想」の転換を示した。そしてもう一方では、地域社会における人びとと水とのかかわりの喪失、とくに老朽化した施設の管理の粗放化にみられる「共的領域」の衰退を意味した。このような変化をうけて、平成9年には、「河川環境の保全と整備」・「関係住民の意見の反映」をくみこんだ大幅な改正がなされた。

今回のシンポジウムは、近年大きな転換を遂げた水政策の可能性と限界を展望する試みとして、また新たな実践の構築に向けた課題を共有する場としてとても得るものが大きかったと思う。シンポジウムでは、議論が白熱する場面が幾度もあり、場内も終始熱気に包まれており、参加されていた方々の関心の高さや今後の展開に対する期待が強く感じられた。報告された方々はみな、これまで長い間現場にかかわりながら考えてこられていたため、言葉の端々から伝わってくるものが多かった。吉野川みんなの会代表の姫野さんと国土交通省淀川河川事務所所長の宮本さんのお話を聞き、住民主体の新たな運動の萌芽と河川行政の変化を感じることができた。しかし一方で、フロアからは、ダム問題は解決しておらず現在進行中であり、まだ多くの問題を抱えている地域が国内にたくさん存在しているという指摘もなされ、とても重く厳しい現実を目の前に突きつけられたように思う。

このような状況のなかで今後の河川の利用・管理はどのように展望されるのだろうか。今後の研究課題として嘉田さんがとてもわかりやすく整理されていたのでそのまま引用させてもらおうと、次のように大きく5つに分かれる。1つめは、住民参加にみられるように行政と住民のパートナーシップを扱う「連携論」。2つめは、だれが利用や管理を担うかという主体の問題をめぐる「主体性論」。3つめは、川の管理における「公・

共・私」の重層的な組織の問題をあつかう「組織論」。4つめは、川はだれのものかというような近年のcommons研究で展開されている「所有論」。5つめは、水の利用や災害への対処についての知恵を次の世代にいかにして伝えていくのかという「世代継承論」。ここには、人と水との距離の「遠さ」「近さ」という認識の問題が含まれてくるだろう。これらは、人と川とのかかわりをどのようにして再構築するのかという問題へとつながっている。

最後に個人的な話を交えてまとめにかえさせて頂くと、今回わたしは、琵琶湖・淀川水系での取り組みが扱われていたので、たいへん関心をもってシンポジウムに参加させてもらった。わたしは、滋賀県で育ったため、生活の1コマ1コマに濃淡をもちながらも琵琶湖とのかかわりが常にあったように思う。たとえば、子どもの頃の遊び場の中心が田んぼだったためか、田んぼと湖がつながっているのはごく当たり前で、小さな水路には少ないながらもまだホタルが飛んでいて、夏になると琵琶湖でよく泳いでいた。ただ、飲み水については、琵琶湖から水をもらって返すのだから大事に使わないといけないという意識を持たされてはいたものの、蛇口から排水口までの数十センチのうすいかかわりしかなかった。つい最近までごくあたりまえだった何気ない琵琶湖や水とのつながりが、実際のかかわりのなかで、また意識の上でも切れはじめたのは、ちょうど1980年代後半以降の環境保全ブームの時期と重なってくる。

この背景には、1972年から1997年にかけておこなわれた「琵琶湖総合開発」（略して「琵琶総」）が大きくかかわっており、この過程で、琵琶湖をとりまく環境、とりわけ湖辺に住む人びとの水とのかかわりはほとんどなくなっていった。ただし、このような状況は滋賀県に固有のものではなく、全国を席卷した総合開発や公共事業による人と川や自然とのかかわりの分断・喪失という点からみれば、広く全国各地に見出すことができるだろう。

では、このように一度切れてしまったかかわりをもう一度つなぎ直そうするとき、そこにはどのようなシナリオを用意するのだろうか。滋賀県では、さまざまなシナリオが用意されているが、実際に地域にどのように受け止められ、咀嚼され、編集され直しているのかということを検討してみる必要がある。今回のセミナーは滋賀県でおこなわれるため、今回のシンポジウムでなされた議論がより深められるのではないかと期待される。

第28回環境社会学会セミナーに参加して

荒川 康（筑波大学大学院）

年の瀬も押し迫った12月14日に京都精華大学で行われたセミナーでは、川がテーマとなっていた。人が住んでいるところなら日本中どこにでも川は見つかるはずだ、そう思って、午前中の自由報告が一段落してから、大学を一旦はなれ、川を探しに散歩に出かけてみた。幸運にも、歩き始めて10分もしないうちに小さな川が現れた。そこは大規模な住宅団地が造成されている場所であって、一部小さな畠が見られたものの、ほとんどが地ならしされて、建物が建つのを待っているような状態だった。

その川には、いわゆる「近自然工法」とも思える、石積の護岸がきれいに整備されていたが、ある橋を境に風景が一変していた。工事中の北とは違って橋の南は、土手に草や木が生い茂り、まさに自然護岸といった感じだった。それが学校と里山の間を流れ下っていたのである。新しくこの地区に人々を受け入れるには、川もまた化粧直しをする必要があるというのだろう。広大な工事現場の脇に独立して建っていた農家と、背の低い雑草が広がる湿田が、化粧前のこの地の姿を教えてくれているような気がした。

午後の自由報告が終わり、シンポジウムになると、そこには自由報告にはないある種の緊張感が支配していた。壇上に並んでいた方々は、それぞれの現場で問題を抱えて呻吟し、その解決を模索している方々であって、フロアにもそうした現場を抱えている人たちが何人もお出でになっていた。川が問題となっている、そうした思いがシンポジウム会場にみなぎっていた。

ここで交わされた中で最も印象に残ったのは「賛成意見と反対意見は同じ重みじゃない」という姫野氏の言葉であった。たとえばある河川に関する計画を作るとして、その計画をどのように作るのかについては、現在さまざまな工夫がなされてきていることが今回のシンポジウムでも紹介された。いわゆる住民参加型、あるいはパートナーシップ型の計画づくりである。しかし、そうした工夫によってもなお、参加者間、あるいは参加しない（できない）者の間にもある埋められない落差があることが表明されたのである。午前中の自由報告

の中では、黒田暁報告がこの問題を「よそ者」の問題として扱い、また地域社会へのかかわり方や納得の問題として藤本延啓報告が「地元学」を挙げていたが、姫野氏の「住民参加はまやかしである」という言葉に対して、十分説得できるだけの言葉を環境社会学は見いだすことに成功してきたのか、考えさせられた。

では、現場の人々の「痛み」を、被害者のそれとして考えればよいかといえ、必ずしもそう明瞭には言い切れないことが、今回のセミナーでは示されていたように思う。大門信也報告では、騒音などの問題に対して、その被害性の認定が現状においてはあいまいにならざるを得ない面を指摘していたし、シンポジウムにおいても河川管理者であった行政がその位置から降りたとなれば、河川管理上の「被害」に対して、単に加害者として行政を糾弾することも難しくなってくる。

だからといって、今回のセミナーが単なる現状の確認に終わったとするのは早計であろう。シンポジウムを席巻していたのは、その圧倒的な緊張感であった。この緊張感の中で「現実を受け入れて前に進むしかない」という方向性で一致したことは、今回のセミナーの大切な成果であったと思われる。

散歩した会場近くの川も、シンポジウムで取り上げられた淀川にいずれは注いでいくものであったろう。この川における問題と、シンポジウムで繰り返し話題になったダム建設で立ち退いた住民の抱える問題は、やはり「現実として」違うのである。その違いを違いとしてしっかり計画に生かせるのか。文化の深さや、組織のもつ「慣性力」を「理解してはじめて動ける」(フロアの言葉)というとき、社会学はその「理解」に向けてどこまで貢献できるのか。少なくとも私にとって、今回はそうした問いを投げかけられたセミナーであった。

第 28 回環境社会学会セミナーに参加して 川田 美紀 (関西学院大学大学院)

今回のセミナーでは、6つのセッションにわたる多数の報告と、「河川行政の転換と地域社会」という近年極めて関心が高まっているテーマのシンポジウムで構成されていた。6つのセッション(問題・河川・自然・政策・科学・運動)は、それぞれ魅力的な報告が予想され、どのセッションを選ぶか迷った。

私が午前の部で報告を聞かせていただいた「自然」のセッションでは、まず、黒田暁さんから「森林保護の担い手はいかに社会的に成立するのか」という問題関心で、担い手となる人々と、彼らを担い手として社会的に成立させる地域社会との関係性から検討した報告がなされた。報告のなかで自然環境の担い手とは、地域社会との関係性のなかで自らの環境認識や活動に揺らぎながら、その揺らぎを地域に伝えようとする主体と規定されていた。自然環境をめぐる多様な主体が存在するなかで、担い手がどのように立ち上がっていくのか、興味深い議論であったが、同時に、そもそも「環境(保全)を担う」ということはどういうことなのかということも考えさせられた報告であった。

続いて、エチオピアにおける野生動物保護をめぐる合意形成について西崎伸子さんから、タンザニアにおける野生動物保護政策にともなう人間と動物の関係性の変化について岩井雪乃さんからそれぞれ報告がなされた。これらの2つの報告は、連続して聞くことができたことで、それぞれの地域でどのような野生動物保護政策が実施され、その政策がコミュニティや住民生活とどのような関係にあり、どのような影響を及ぼしているのか、住民はどのような実践をおこなって政策に対応しているのかを知ることができる興味深いものとなった。

セッション全体としては、3報告ともとても刺激的な報告で、もう少し時間をかけて事例について報告を聞いたかった、議論したかったという印象を持った。実際に、フロアからも多数の質問があり、限られた時間内ですべてに十分応じることは難しかったように思う。また、その質問内容も、議論を展開する前提として、事例の詳細について問うものが多数あった。報告の1つ1つを丁寧に議論することができる本学会セミナーの良さを改めて実感したが、時間的な制限が少々残念であった。

とはいえ、充実した内容に満足感を覚えたセミナーであった。報告数の増加に柔軟に対応してくださり、興味深い報告・シンポジウムを聞く機会を与えてくださった先生方、スタッフの方々に深く感謝したい。当日、セミナー会場へ向かう途中、急勾配の上り坂を、会場案内の看板を担いで自転車移動しているスタッフの方々を目にした。本セミナーが多くの方々に支えられて実現していることを改めて実感する印象的な出来事であった。

4 関東地区研究例会の報告

朝井 志歩（法政大学大学院）

「環境基本法の検証と環境社会学～環境政策の軌跡と課題」をテーマとする研究例会が、2003年11月22日（土）午後2時から4時30分まで、法政大学市ヶ谷キャンパス大学院棟（304教室）で開催されました。参加者は、関東近辺を中心に研究者、学生・院生、環境省職員、事務局スタッフなど約60名を数えました。この研究例会は、国の環境基本法制である環境基本法が1993年に制定されて以来10年が経過する中で、環境社会学はこの間に多くの成果を蓄積してきましたが、環境法学や環境経済学と比べて政府レベルの包括的な環境政策に対して発言することは少なかったといえます。そこで、環境基本法の見直し点検が行われようとしているこの時期に、これまでの環境社会学の蓄積を踏まえて、環境省の政策担当者と環境社会学研究者、さらに環境問題に関心を持つ会場参加者により双方向の意見交流を行い、今日の環境政策のあり方と今後の課題について考えていく機会として開催したものです。

研究例会の報告の概要は以下の通りです。

【報告要旨】

今回の例会は、「環境基本法の検証と環境社会学～環境政策の軌跡と課題」というテーマで行なわれ、環境省の政策担当者を報告者の一人に迎えるという初の試みであった。三人の報告者による報告と総括的討論が行なわれ、環境政策の方向付けについて提起された。

まず船橋氏によって、「環境政策と環境制御システム論の接点」という報告が行なわれた。環境制御システムと経済システムの関係の諸段階についての説明から、環境問題の歴史や環境政策の段階的な移行過程について言及された。そして、環境制御システムによる経済システムへの介入を深化させるためには、個別具体的な水準での介入の内実化を図ることや、環境問題に第一義的関心を寄せる諸主体の相互作用による「環境クラスター」の形成とその豊富化が必要であると提示された。

次に、寺田氏の「環境政策と環境NPO・市民活動の存在理由」という報告では、諸外国と比較して、日本のNPOには問題構築や対抗的政策形成主体となるような「アドボカシー型環境NPO」が脆弱であることが示された。そして、急性劇症型環境問題から潜在的環境負荷が高まるリスク社会へと向かう中で、環境社会学は、環境的公正等の立場からリスクがどのように社会的に認知されていくかといった問題構築の解明に寄与できるのでと提示された。そして、アメリカでの環境運動による環境的観点からの企業評価に基づいた消費や投資を推進する運動の実態や、NPOへの優遇政策、環境合理性に向けての経済的誘因が作られている現状について説明があった。さらに、行政と環境NPO・市民セクターが「競働」的協働に向けて、専門的な政策形成能力を持つNPOの育成や、環境労働市場の創出、企業の自主的取り組みに経済的・社会的誘因を用意することなどが課題として掲げられた。

最後に、小林氏による「環境基本法10年の基本的課題と展望」という報告では、環境問題と持続可能な開発について考える視座が提示された。これまでの環境政策は、「不合格を避ける」ことを目的としていた、いわば消極的な取り組みであったが、これからは「合格点を取る」ことを目的とする、高い目標を掲げた積極的なものとなっていくと語られた。そして、今の環境基本法は、文化や安全といった人の生活を豊かにする価値について必ずしも十分に配慮していないことも述べられた。それを踏まえて、今後の環境行政の枠組みを考える上では文化や安全といった価値を付け加え、経済との関わりだけに留まらない様々な価値と環境との関わりを考えていくことが示された。

また、前二者の報告で示された環境政策のあり方には共感する点が多々あるものの、経済との関わりに特化しているのではないかという指摘がなされた。さらに、国際的なつながりの中で環境を考える視点が、環境基本法の枠組みのあり方も含めた基本的な事項についての検討の中で重要な論点の一つとして扱われる見込みであることが報告され、こうした検討の場としての環境基本法懇談会について説明がなされた。環境政策と社会

学との関係については、15年環境白書においては社会学的な視点で問題分析が行われていることについても言及された。

三者の報告の後、それぞれの報告者から他の二人の報告を聞いた上での感想や指摘が示された。船橋氏からは、「構造化された選択肢の変革」や「政治的意志決定アリーナ」の重要性が示され、社会の中で規範を形成し、変えていくことが必要であると語られた。その上で、環境白書の提言は「心がけ主義」に偏っていないかという意見が示された。

また、寺田氏からは、環境への配慮を動機付ける制度が日本ではまだ弱いのではないかという点が指摘された。そしてアジア諸国は、日本が欧米諸国の環境制度をどのように受け入れたかを見て、それを手本にしている実態があり、国際化とは欧米諸国の環境政策に追いつこうとすることのみならず、日本が手本となっている現状を自覚する必要もあるのではないかという意見が出された。

そのような二者の意見に対して、小林氏からいくつか指摘がなされた。まず、心がけ主義については、構造的変革の基礎として一人一人の選択が大切であり、その中で制度と practice の双方をあわせて効率的なものとしていく必要があると述べられた。また、NPO・NGOで活動している人には真面目に倫理的な主張をするがゆえに、自分の主張が通らなると怒り、組織が分裂していくことなどがあり、みんなが満点を取りに行くのではなく「まあまあ」のところで協力するという態度も変革には必要ではないかという指摘がされた。そして、環境が勝つためには、制度と主体をどう変えるかが重要な問題であると述べられた。

そうした小林氏の意見に対して、船橋氏からは、制度と主体の他に「アリーナ」も必要であること、寺田氏からは、日本のNPOはもう少し非営利ビジネス化すべきだが、他方で専門化しすぎて本当に必要な人々への対処が為されない等、専門化の弊害もあることが示された。

会場からの質問は、①国と地方自治体の関係のあり方、②オーフツ条約への対応、③事業者との関係、④省庁間の合意形成のあり方、という四点に絞られた。小林氏は、①について、環境という分野はもともと地方が主体的に取り組んできた分野であり、地方が力を持っている部分については権限をもってもらうべきだが、地球環境に関わる事柄など地方との政策的なギャップが生じる所では調整が必要となっていくと語った。②については、事前手続き規制はかなり進んできており、司法により結果を問うていくというアプローチも検討されてもよいのではと述べた。③については、環境基本法には事業者の自主的取組についての仕組みは用意されておらず、現在、環境報告書等に注目して環境経営に関する法律案を検討していると報告された。④については、例えば審議会の審議過程はかなりオープンになっており、アンダーテーブルの議論があるにしても表の議論の繰り返しにすぎず、省庁間の意志決定はもはやアンダーテーブルに頼っていない、表の議論の帰趨が大切であると述べられた。

船橋氏からは①に関して、自治体の税制の多様性など、自治体のイニシアティブを作り出す仕組みが必要であるという意見が出された。そして、受苦圏の自治体が環境負荷の集中に抵抗する対抗力を持つとともに、道理性や合理性に基づく「説得力」が必要であると述べられた。また③については、事業者も多様となっており、良心的な事業者が得をする仕組み作りが必要と指摘された。

報告会のまとめとして、船橋氏からは、国際的格差の中で環境制御システム論はどうなるのかが今後の課題であると述べられた。また、寺田氏からは、お金にならないことをやるNPOも必要であり、NPOが専門性を持つこととの兼ね合いの難しさが指摘された。

そして最後のまとめとして、政策立案過程や政策決定過程についての研究が、環境社会学でもっと行なわれるべきではないかという意見が提示され、研究会は締めくくられた。

5 事務局より

5-1. 新入会員の紹介（2003年11月～2004年1月承認分の入会者17名、五十音順）

住所など詳細情報につきましては、次回の追加・訂正版会員名簿に掲載いたします。

- (院) 石渡 明子 (いしわた あきこ) ニューヨーク州立大学 環境政策学専攻 博士課程2年
 (院) 五十川 飛暁 (いそがわ たかあき) 筑波大学大学院 博士課程社会科学部研究科社会学専攻
 (正) 北野 収 (きたの しゅう) 日本大学 生物資源科学部 国際地域開発学科 助教授
 (正) 久納 泰光 (くのう ひろみつ) 社団法人 日本林業技術協会 国際事業部
 (院) 栗本 京子 (くりもと きょうこ) お茶の水女子大学大学院 人間文化研究科比較社会文化学専攻
 (院) 黒田 暁 (くろだ さとる) 北海道大学大学院 文学研究科 地域システム科学講座
 (院) 近藤 明人 (こんどう あきひと) 東海大学大学院 経済学研究科 応用経済学専攻 博士課程後期
 (院) 富田 涼都 (とみた りょうと) 東京農工大学大学院 農学研究科 共生持続社会学専攻
 (院) 西谷内 博美 (にしやうち ひろみ) 法政大学大学院 社会科学部研究科 環境マネジメント専攻
 国際環境協力プログラム
 (正) 花田 昌宣 (はなだ まさのり) 熊本学園大学 社会福祉学部 教授
 (院) 藤本 延啓 (ふじもと のぶひろ) 九州大学大学院 比較社会文化学府 博士課程
 (正) 正木 幹生 (まさき みきお)
 (院) 松井 文子 (まつい あやこ) 京都大学大学院 人間環境学研究所
 (院) 安田 道孝 (やすだ みちたか) 法政大学大学院 社会科学部研究科 政策科学専攻 博士後期課程
 (院) 矢作 友行 (やはぎ ともゆき) 法政大学大学院 社会科学部研究科 政策科学専攻 修士課程
 (院) 吉田 暁子 (よしだ さとこ) 法政大学大学院 政策科学専攻 博士課程
 (院) 李 継堯 (リ チェヤウ) 高崎市経済大学大学院 地域政策研究科 人類生態学専攻

5-2. 退会者

川合 千代子, 東中野 顕子 (02年度末) 田中 雅子, 鈴木 春彦, 堀田 和裕, 坂本 勇, 桜井 裕子, 中川原 正美, 木野 茂, 浅川 賢司, 溝口 次夫, 青木 恵子 (03年度末)



本号の制作は、平川全機(北海道大学大学院)が担当しました。

『環境社会学会ニュースレター』

第33号(通号38号)

発行日：2004年2月5日



JAES Newsletter

No.33

February 1, 2004



編集・発行：環境社会学会事務局
〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学大学院文学研究科 宮内泰介研究室内
Fax：011-706-4150

E-mail：kankyo@reg.let.hokudai.ac.jp

郵便振替口座：00530-8-4016

口座名：環境社会学会

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jses3/>
